平成３０年（フ）第３９号
新潟県阿賀野市百津町10番45号
債務者　渡邉　優一
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第１０号
山口県長門市油谷向津具下1869番地
債務者　吉野久美子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
山口地方裁判所萩支部

平成３０年（フ）第５７０号
福岡県糟屋郡志免町志免東４丁目５番１号
債務者　栗原　美幸
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７０４号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地２　52棟402号
債務者　吉田みどり
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７３０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲697番地１　ＯＮＡＫＡビル302号
債務者　松本　睦美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７４８号
福岡県筑紫野市大字牛島319番地２　ムルティフローラ筑紫野201号
債務者　草場　友理（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７５３号
福岡県糟屋郡久山町大字山田393番地278
債務者　宇都　信久
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７７８号
福岡市南区井尻５丁目26番50号
債務者　江口　大貴
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７９２号
福岡市早良区小田部２丁目10番10―301号
債務者　池田　千恵
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８１０号
福岡市東区塩浜１丁目24番８―108号
債務者　横山　賢一
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８２６号
福岡市博多区元町２丁目１番１―304号
債務者　砂場　泰生
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８３０号
福岡県福津市日蒔野６丁目３番地の３
債務者　白土　初江
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８３１号
福岡県太宰府市朱雀１丁目11番６号　ビッグフィールドβ104号
債務者　太田すま子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８４７号
福岡県糟屋郡新宮町新宮東１丁目13番１号　ピュアフレンドⅠ　102号
債務者　前園　　厚
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８５４号
福岡県糟屋郡志免町別府東１丁目８番37号　山岡アパート10号
債務者　山岡　　健
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８５６号
福岡市西区姪の浜５丁目19番11―506号
債務者　山田　啓史
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８５９号
福岡県大野城市川久保１丁目３番８―302号　富士ビル
債務者　安本　一美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部